

総合評価落札方式競争入札実施要領

平成23年6月29日
総務第65号

[沿革] 平成23年6月29日付け総務第65号制定、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第302号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月7日総務第201号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号、令和3年3月8日付け出総第345号、令和4年3月17日付け出総第350号、令和4年6月22日付け出総第83号、令和5年3月10日付け出総第334号、令和6年12月24日付け出総第178号、令和7年3月10日付け出総第245号

(趣旨)

第1 この要領は、条件付一般競争入札実施要領（平成19年6月6日付け総務第233号。以下「条件付要領」という。）に基づき実施する競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする方式による入札（以下「総合評価落札方式」という。）の実施手続及び事務処理のため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。
- (2) 入札情報公開サービス 発注の見通し、発注情報、入札契約結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 要綱 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年6月6日付け総務第232号通知）をいう。
- (5) 入札担当課等の長 要綱第2第7号に規定する入札担当課等の長をいう。
- (6) 工事担当課等の長 要綱第2第8号に規定する工事担当課等の長をいう。
- (7) 技術提案 入札参加の条件として、発注者が予め規定した事項に対し、入札参加者が提出する当該発注工事に係る技術的対応計画等をいう。

(対象工事)

第3 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）第11条に基づき条件付一般競争入札の方法により請負契約を締結する県営建設工事のうち、設計額が3,000万円以上のものは原則として総合評価落札方式の対象とし、設計額が3,000万円未満で工事担当課等の長が必要と認めたものは総合評価落札方式の対象とすることができる。

2 前項の対象工事に適用する評価方式及び評価項目は、当該工事の規模、内容及び技術的な工夫の余地等技術的難易度に応じて、次のとおりとする。

- (1) 簡易型 技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき適切で確実な施工を行う能力を求める場合で、価格以外の評価項目を次のとおりとし、入札価格と総合的に評価する。
 なお、ア及びイにより評価するものを簡易1型、アのみにより評価するものを簡易2型とする。
 ア 入札者の施工能力、配置予定技術者の要件及び地域精通度等（以下「技術提案評価項目A」という。）
 イ 品質等を高めるための技術提案
- (2) 標準型 技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、民間企業の優れた技術力を活用し公共工事の品質をより高めることを期待する場合で、価格以外の評価項目を次のとおりとし、入札価格と総合的に評価する。
 ア 技術提案評価項目A
 イ 発注者が指定する次のいずれかの課題に対する技術提案
 (ア) 総合的なコスト縮減
 (イ) 工事目的物の性能、機能の向上
 (ウ) 社会的要請への対応
- (3) 高度技術提案型 技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、民間企業の優れた技術力を活用し工事の価値の向上を目指す場合で、価格以外の評価項目を次のとおりとし、入札価格と総合的に評価する。
 ア 技術提案（定性的及び定量的な評価項目）
 イ 技術提案に係る具体的な施工計画
 ウ 企業、配置予定技術者の技術力
 （総合評価の方法）

第4 総合評価落札方式の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 価格評価点 次の算式により少数点以下第4位以下を切り捨てて算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算定する。

- (2) 技術評価点 別に定める技術評価の基準（以下「技術評価基準」という。）に基づき得点を加算して算定する。
 (3) 総合評価点 価格評価点と技術評価点を合計して算定する。

（高度技術提案型における予定価格及び予定価格調書の取扱い）

第5 工事担当課等の長は、高度技術提案型において、技術提案の審査を踏まえて予定価格を作成するうえで適切な施工計画を活用して予定価格を定めようとするときは、2人以上の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、適切な施工計画の選定に当たっては、各提案者の計画の部分的な組合せは行わないものとする。

- 2 工事担当課等の長は、前項の規定により予定価格を定めたときは、予定価格調書を入札担当課等の長に送付するものとする。
 3 入札担当課等の長は、前項により予定価格調書の送付があった場合には、当該予定価格調書の内容を確認のうえ、第6の追加公告により予定価格を公表するものとする。

(入札公告)

第6 知事は、対象工事について必要な入札条件等を付したうえで、入札情報公開サービスにおいて様式第1-1号から第1-2-2号までのいずれか及び様式第1-3号により公告を行うものとする。

2 知事は、対象工事に適用する評価方式が高度技術提案型である場合にあっては、様式1-2-3号により追加公告を行うものとする。

(総合評価技術提案書)

第7 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、条件付一般競争入札参加申請書（条件付要領様式第3号）に併せて、入札公告で定める総合評価技術提案書（様式第3号）及びこれに添付して提出する資料（以下「総合評価技術提案書等」という。）を入札公告に示す期限（以下「申請期限」という。）までに提出させるものとする。

2 総合評価技術提案書等を提出できない場合は、入札への参加を認めないものとする。

(特定共同企業体の入札参加資格確認に関する特例)

第8 特定共同企業体（以下「JV」という。）が条件付要領第8第2項に定める入札参加申請を行った場合において、開札までの間に次に掲げる事由により代表者以外の構成員の一部に入札参加資格が認められない者が含まれたときは、知事は、別に定めるところにより、入札参加資格が認められない構成員に代わる構成員を補充させようとして、再度の入札参加申請を認めることができる。なお、この場合において、総合評価技術提案書等の再提出は認めないものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた場合

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合

(3) 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止措置を受けた場合

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可が失効した場合又は第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた場合

2 知事は、前項に掲げる事由が生じた場合において、構成員を補充後のJVに係る資格審査等の時間が確保できないと認める場合等においては、当該JVの入札参加資格を認めないことができる。

3 知事は、前2項の場合において、JVに対して入札参加資格確認結果を通知するものとする。

(入札説明書等の交付)

第9 知事は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書（様式第1-4号）、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得（様式第1-5号）及び関係様式等をホームページ上で配付するものとする。

(技術提案の審査等)

第10 工事担当課等の長は、入札参加者の総合評価技術提案書等の内容を技術評価基準に基づき審査し、入札参加者それぞれの技術評価点を算定するものとする。

2 工事担当課等の長は、前項の内容について所属する本庁の部局又は広域振興局に設置された総合評価落札方式技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）の審査を受け、入札公告で定める開札日の前日までに入札担当課等の長に送付するものとする。なお、簡易2型については技術評価委員会の審査を省略することができるものとする。

3 工事担当課等の長は、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があると学識経験者から意見が述

べられた工事にあつては、技術評価点を算定した後すみやかに学識経験者の意見を聴き、その結果を入札担当課等の長に送付するものとする。

(高度技術提案型における技術対話)

第11 高度技術提案型において、技術評価委員会審査の結果により、提案者に対し当該提案者が行った技術提案についての改善を求め又は改善を提案する機会(以下「技術対話」という。)を与える場合は、入札担当課等の長は、当該提案者に対し様式第2-1号により通知するものとする。

2 技術対話の実施結果に基づき技術提案の改善を要請し総合評価技術提案書等の再提出を求める場合は、入札担当課等の長は、当該提案者に対し様式第2-2号により通知するものとする。

3 入札担当課等の長は、改善後の総合評価技術提案書等に係る技術評価において工事担当課等の長が入札参加資格がないと認めた場合は、当該入札参加者に対して条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書(条件付要領様式第10号)により通知を行うものとする。

(高度技術提案型における見積書の徴収)

第12 入札担当課等の長は、高度技術提案型において見積書を入札参加者から徴収するよう工事担当課等の長から依頼があつたときは、入札参加者に対し様式第2-3号により見積書の提出について通知するものとする。

2 入札担当課等の長は、前項の通知により入札参加者から提出された見積書について速やかに工事担当課等の長に引き渡すものとする。

(開札)

第13 開札及び総合評価点の算定は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札担当課等の長は、開札に先立ち第10により工事担当課等の長から送付のあつた技術評価点を入札参加者に通知するものとする。

3 開札は公開とし、希望があれば入札参加者その他の者の立会いも認めるものとする。

4 紙入札において入札参加者が立ち会わないときは、知事は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

5 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、低入札価格調査制度に関する事務処理要領(平成15年1月28日付け総務第1100号。以下「低入札要領」という。)第5の規定による失格基準価格により失格と判定された者(以下「低入札失格者」という。)を除き、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が高い者(以下「落札候補者」という。)から3番目の者までの入札者(以下「上位3者」という。)を公表のうえ、落札候補者から順に資格審査を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。この場合において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者(以下「低入札者」という。)が落札候補者となるときは、上位3者(全員が低入札者である場合は、低入札者ではない者のうち総合評価点が高い者及びその者よりも総合評価点が高い低入札者(低入札失格者を除く。))を50音順に公表するとともに、資格審査の後、低入札要領に基づき調査を行う旨を併せて通知するものとする。

(技術提案項目A確認資料の提出)

第14 知事は、簡易型及び標準型において、技術提案評価項目Aの審査のため、落札候補者に対し条件付要領第18第5項に定める書類に併せて、次の各号に定める書類を提出させるものとする。ただし、当該落札候補者以外に有効な入札を行った者がいない場合は、書類の提出は求めないものとする。

(1) 公告で求める企業の施工能力を確認できる書類

(2) 公告で求める配置予定技術者の要件を確認できる書類

(3) 公告で求める地域精通度を確認できる書類

(4) その他技術提案評価項目Aの確認のため必要と認める書類

2 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）午後5時までに持参により提出させるものとする。

3 知事は、落札候補者が第1項の規定による書類を提出期限内に提出しないとき又は落札候補者が技術提案評価項目Aの審査のために入札担当課等の長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。

（技術提案評価項目Aの審査）

第15 工事担当課等の長は、第14第1項の書類が提出されたときは、技術評価基準に基づき技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。

2 工事担当課等の長は、前項の審査結果を入札担当課等の長に送付するものとする。

3 入札担当課等の長は、前項の送付を受け総合評価点に修正が必要となった場合には、修正を行うものとする。

4 入札担当課等の長は、前項の修正により総合評価点の最も高い者が変更となった場合には、その者を落札候補者としたうえで、条件付要領第19の手續及び第14第1項から前項までの手續を行うものとする。

5 入札担当課等の長は、第3項の修正があった場合には、落札決定前に、電子入札システムにより入札参加者に修正後の技術評価点を通知するものとする。また、落札決定後に様式第4号により、詳しい修正内容を通知するものとする。

（落札者の決定）

第16 知事は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定のうえ、当該落札者に通知し、契約に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 総合評価点と同点の落札候補者が2者以上いる場合は、くじ引きにより入札参加資格の審査の順位を決定するものとする。

（技術評価点に対する苦情対応）

第17 入札参加者は、自らの技術評価点に不服があるときは、入札結果が公表された日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年7月30日付け総務第497号）の規定に基づき、苦情申立をすることができる。

2 前項の申立ては、第16の事務の執行を妨げないものとする。

（入札の無効等）

第18 条件付要領第22に定めるもののほか、技術提案の審査のための指示に応じない者のした入札は無効とする。

（技術提案事項の実施）

第19 知事は、落札者が総合評価に関して提出した資料等のうち技術提案に該当するものは請負契約の内容とすることとし、様式第5号を契約書に添付することによりその実施を確保するものとする。ただし、工事担当課等の長の判断により採用しなかった技術提案については、この限りでない。

2 前項の資料等に関し虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約前にあつては当該落札者と契約を締結せず、契約後にあつては岩手県営建設工事請負契約書別記第43条第1項第5号に基づき当該契約を解除できるものとする。

(技術資料の取扱い)

第20 知事は、入札者から提出された技術提案に関する資料等を公表しないものとする。

(専任補助者の取扱い)

第21 主任技術者又は監理技術者として若手(申請期限の日において、年齢計算ニ関スル法律に基づく満40歳未満の者)又は女性を登用する場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)の配置を認めることとし、各号に定めるとおりに取り扱うものとする。

- (1) 評価項目のうち配置予定技術者の要件に係る評価を主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価を行うこととする。
- (2) 専任補助者は、入札公告において定める主任技術者又は監理技術者と同等の資格及び施工経験等の要件を有する者であることとする。
- (3) 専任補助者を配置する場合は、入札公告において定める主任技術者又は監理技術者の施工経験は求めないこととする。
- (4) 専任補助者の変更は、病気、死亡、退職等合理的な理由がなければ原則として認めない。
- (5) 専任補助者は、契約した工場の現場代理人を兼務することができる。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格(制度適用価格)に満たない価格をもって契約した工事は対象外とする。
- (6) 専任補助者は、契約した工事に専任で配置するものとし、他の工事との兼務は認めないこととする。
- (7) 受注者は、配置した専任補助者を変更したときは、配置技術者調書(条件付要領様式第11号)を添付のうえ、現場代理人等変更通知書(県営建設工事請負契約書別記第10条第1項に定める様式をいう。)を知事に提出するものとする。

(補則)

第22 その他この要領に定めのない事項については、出納局長が別に定めるものによるものとする。

附 則(平成23年6月29日付け総務第65号)

- 1 この要領は、平成23年7月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領(平成19年6月15日付け総務第280号)、総合評価落札方式条件付一般競争入札施行細則(平成18年3月29日付け総務第1166号)及び総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価試行要領(平成21年3月30日付け総務第1253号)は、廃止する。ただし、この要領の施行前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月29日付け総務第273号)

- 1 この要領は、平成24年3月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月6日付け総務第302号)

- 1 この要領は、平成25年4月1日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成25年10月17日総務第172号)

- 1 この要領は、平成25年10月17日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日総務第286号)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。
- 3 様式第 1 - 1 号、様式第 1 - 2 - 1 号、様式第 1 - 2 - 2 号については、当分の間、従前の様式のものによることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 7 日総務第 201 号）

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日総務第 244 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け総務第 46 号）

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 210 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 31 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以後に公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 10 月 12 日付け出総第 186 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 12 日以降に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日付け出総第 350 号）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。ただし、様式第 3 号の改正部分は、令和 4 年 4 月 1 日以降に提出する用紙について適用し、同日前に提出した用紙については、なお従前の例による。
- 2 様式第 3 号の改正部分について、改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。

附 則（令和 4 年 6 月 22 日付け出総第 83 号）

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日付け出総第 334 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 6 年 12 月 24 日付け出総第 178 号）

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日付け出総第 245 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。